

# 介護予防支援・介護予防ケアマネジメント重要事項説明書

令和6年4月1日現在

「要支援1」「要支援2」「事業対象者」に区分された方は、介護予防サービス及び介護予防・生活支援サービスをご利用いただくこととなります。介護予防サービス及び介護予防・生活支援サービスの利用にあたっては、介護予防支援計画または介護予防ケアマネジメントケアプラン（以下「介護予防ケアプラン」という）を作成する必要があります。「介護予防ケアプラン」は利用者との契約に基づき、指定介護予防支援事業所、又は地域包括支援センターから再委託を受けた居宅介護支援事業所が作成することとなります。

## 1 指定介護予防支援事業所の概要

センター名：新田東部地域包括支援センター

所在地：草加市松江一丁目1番32号

電話番号：048-932-6775

サービス提供地域：栄町1～3、松江1～4、八幡町、中根1～3、弁天1～6

営業日：月～土曜日の9：00～17：00

（日曜日、祝日、12月29日～1月3日を除く。）

職員体制：管理者（社会福祉士兼務） 1人

看護師 1人

主任介護支援専門員 1人

社会福祉士 2人

介護支援専門員 1人

事務職員 1人

## 2 利用料金

当センターの介護予防支援に対しては介護保険から、また、介護予防ケアマネジメントに対しては地域支援事業から全額給付されますので、利用者の自己負担はありません。

※ 保険料の滞納により、法定代理受領ができなくなった場合には、1か月につき次の金額を当センターに支払っていただくこととなります。その際、当センターにて「指定介護予防支援提供証明書」を発行します。

この「指定介護予防支援提供証明書」を添えて、後日、草加市（地域介護課）の窓口申請することで、払い戻しを受けることができます。

《1か月あたりの利用料》

①介護予防支援----4, 729円

（利用開始月は初回加算として、3, 210円の利用料が加算されます。）

②原則的な介護予防ケアマネジメント（ケアマネジメントA）----4, 729円

（利用開始月は初回加算として、3, 210円の利用料が加算されます。）

③簡略的な介護予防ケアマネジメント（ケアマネジメントB）----3, 231円

（利用開始月は初回加算として、3, 210円の利用料が加算されます。）

④初回のみ介護予防ケアマネジメント（ケアマネジメントC）----2, 140円

（利用開始月は初回加算として、3, 210円の利用料が加算されます。）

《その他の加算》

\*委託連携加算----3, 210円

（再委託時に指定居宅介護支援事業所に情報連携を行った場合、再委託初回月に加算されます。）

### 3 苦情の対応及び窓口

「介護予防ケアプラン」に基づいて提供している各サービスに関して、相談や苦情などがある場合には、下記の窓口へお申し出ください。

#### 【苦情相談窓口】

- |                 |                     |
|-----------------|---------------------|
| ・新田東部地域包括支援センター | TEL048-932-6775     |
| ・草加市健康推進部地域介護課  | TEL048-922-0151（代表） |
| ・埼玉県国民健康保険団体連合会 | TEL048-824-2568     |

### 4 虐待の防止

当センターは、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のため、次に掲げる措置を講じるものします。

- ①虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- ②虐待防止のための指針を整備する。
- ③従業者に対し、虐待防止のための研修を定期的開催する。
- ④前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

当センターはサービス提供中に当該従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けた利用者を発見した場合、速やかに市町村に通報を行います。

### 5 感染症の予防及びまん延防止

感染症の発生及びまん延を防止するために、対策を検討する委員会の開催、指針の整備、訓練（シュミレーション）を実施します。

感染症発生時には、感染症予防及びまん延防止のため、発生状況によって当該市町村や関連する公的機関、居宅サービス事業者、医療機関等に報告を行い、利用者に必要な援助を行います。

### 6 業務継続計画

感染症や非常災害の発生でも利用者へのサービスを継続的に実施するためと、非常時の体制で早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を講じます。